

障がい者雇用をお考えの法人・個人事業主の皆様へ

はじめの一步 応援助成金のご案内

長野県では、新たに障がい者を雇用した事業者の皆様を応援するため、助成金を交付します。

《制度の概要》

- 障がい者を雇用していなかった法人・個人事業主（新たな雇用前1年）
- 新たに障がい者を雇用（令和4年4月1日以降）
- 助成額 30万円



《対象となる法人・個人》

次の要件をすべて満たす法人・個人事業主

- (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
- (2) 新たに対象となる障がい者を雇用し、雇入れ日から3ヶ月以上継続雇用していること。
- (3) 雇用保険の適用事業所であること。
- (4) 社会保険加入事業者であること。
(加入義務がない場合を除く。)
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 事業主都合による解雇をしていないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。

《雇用する障がい者の要件》

次の要件をすべて満たす障がい者

- (1) 令和4年4月1日以降に新たに雇用されていること。
- (2) 長野県内に住所があること。
- (3) 長野県内の事業所等に勤務していること。
- (4) 雇用保険の一般被保険者であること。



《手続と期限》

雇入れから3か月を経過する日の翌日から30日以内に申請



《提出書類及びお問い合わせ先》

「障がい者雇用はじめの一步応援助成金交付申請書」1部を下記までご提出ください。

☆ 長野県産業労働部労働雇用課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 電話番号 026-235-7201 (直通)

ご提出いただく書類など詳細につきましては、長野県の公式ホームページをご覧ください。

[ホーム] → [仕事・産業・観光] → [労働・雇用] → [雇用対策] → [障がい者雇用はじめの一步応援助成金]